

議案第 47 号

北本市土地開発公社定款の変更について

次のとおり北本市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 14 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市土地開発公社定款の一部を変更する定款

北本市土地開発公社定款（昭和 49 年 4 月 1 日施行）の一部を次のように変更する。

第 9 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 役職のゆえをもって役員となった者の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、その役職の在職又は在任期間とする。

附 則

この定款は、埼玉県知事の認可のあった日から施行する。